

常勤・非常勤・専従・兼務についての整理

常勤…事業所が定める1週間勤務すべき時間数※1に達している。

例



非常勤…事業所が定める1週間勤務すべき時間数※1に達していない。

例



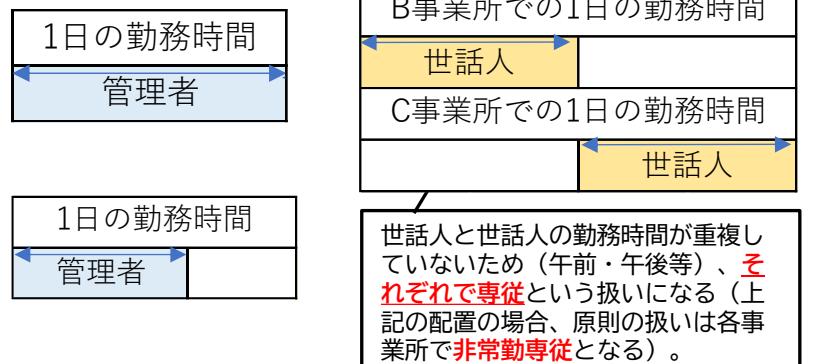
凡例

1日の勤務時間

・1つの事業所の勤務時間を表しています。

専従…①当該事業所で1つの職種のみ従事している。②複数の事業所で勤務している場合、その勤務時間において職種が重複していない。

例

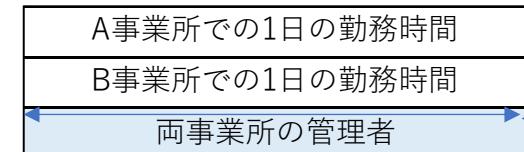
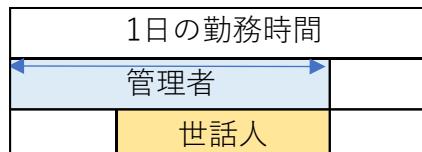
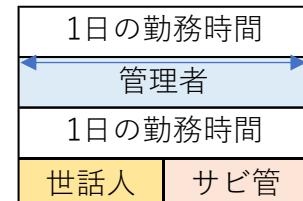


兼務…当該事業所または同一法人が経営する事業所において、①時間を分けて別の職種に従事している、**②兼務が可能な職種※2と同じまたはそれ以外の職種で勤務時間が重複して従事**している。

①の例



②の例



※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定められている規定のとおり。

※2 管理者、相談支援専門員（共同生活援助のみサービス管理責任者が同共同生活援助の世話人・生活支援員の兼務可能）

常勤・非常勤・専従・兼務についての整理

当該事業所において、1つの職種のみに従事しており、かつ、事業所が定める1週間に勤務すべき時間数※1に達している。

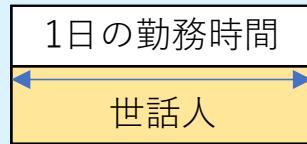
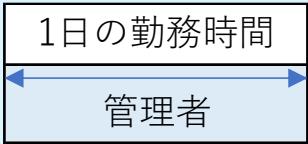
常勤専従



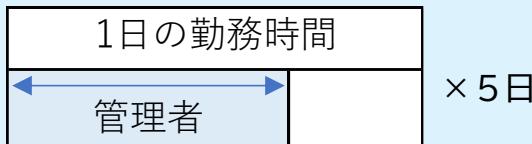
A事業所の管理者のみ
で常勤換算1.0配置



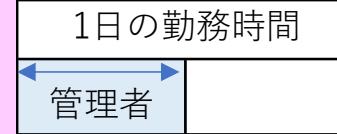
B事業所の世話人のみ
で常勤換算1.0配置



A事業所の管理者のみで常勤換算0.8配置 (時短勤務該当者)

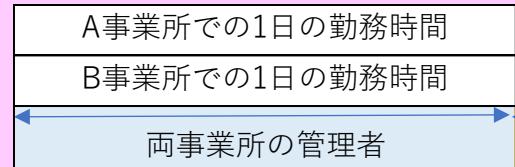


C事業所のサービス管理責任者
のみで常勤換算0.5配置



1週間勤務すべき時間数に達していないため
(非常勤専従)

C事業所、D事業所の管理者として各常勤換算1.0配置



当該事業所以外の事業所でも勤務しているため **(常勤兼務)**

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定められている規定のとおり。ここでは便宜上「常勤換算1.0」と表現します。

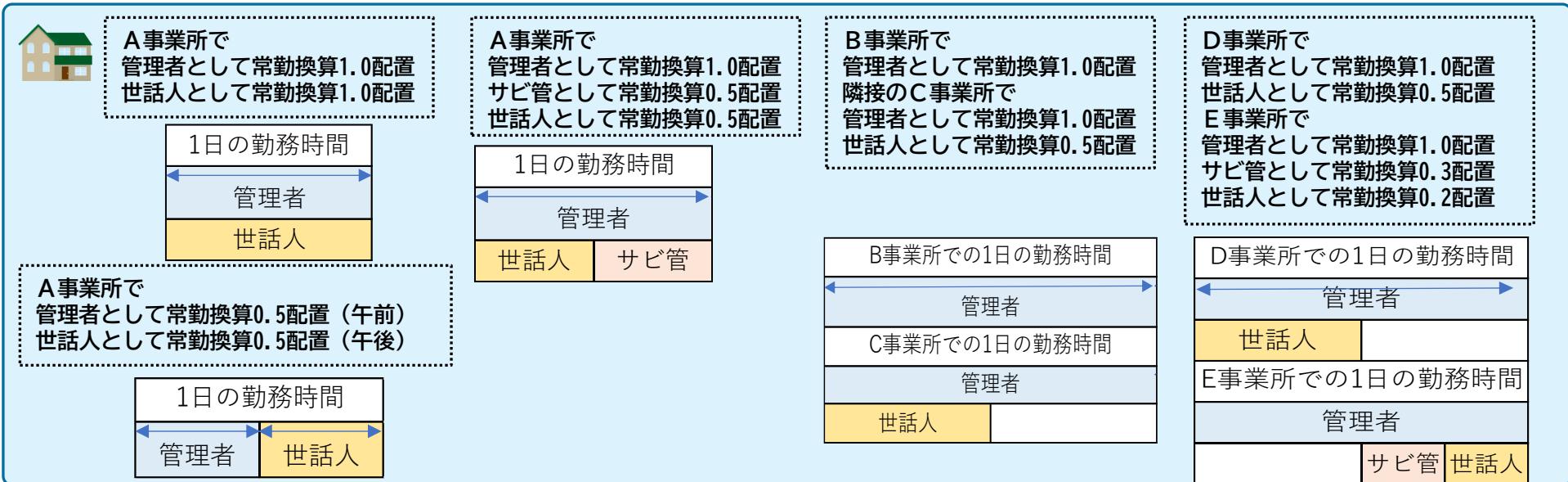
※2 管理者、相談支援専門員（共同生活援助のみサービス管理責任者が同共同生活援助の世話人・生活支援員の兼務可能）

常勤・非常勤・専従・兼務についての整理

当該事業所または同一法人が経営する隣接・同一敷地内の事業所において、1週間に勤務すべき時間数※1に達しており、次の①または②に該当するもの。

- ①複数の職種に時間の重複なく従事している。
- ②複数の職種（内、片方は兼務が可能な職種※2）に従事している。

常勤兼務

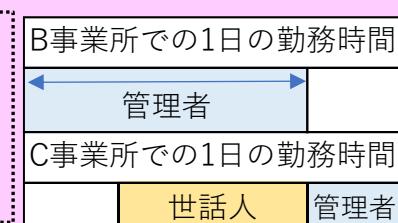


A事業所で
管理者として常勤換算1.0配置
サビ管として常勤換算1.0配置
世話人として常勤換算0.5配置



サビ管と世話人は同じ時間帯での兼務が認められていないため（基準違反）
但し、一つの共同生活住居内では上記の配置は可能

B事業所で
管理者として常勤換算0.75配置
別法人または30分以上離れた
C事業所で
管理者として常勤換算0.25配置
世話人として常勤換算0.5配置



いずれの事業所においても、1週間勤務すべき時間数に達していないため（非常勤兼務）
また、上記配置で管理者業務に支障がある場合は指導対象



※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定められている規定のとおり。ここでは便宜上「常勤換算1.0」と表現します。

※2 管理者、相談支援専門員（共同生活援助のみサービス管理責任者が同共同生活援助の世話人・生活支援員の兼務可能）

常勤・非常勤・専従・兼務についての整理

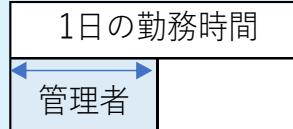
従事している事業所において1週間に勤務すべき時間数※1を満たしておらず、次の①または②に該当するもの。

① **1つの職種のみに従事**

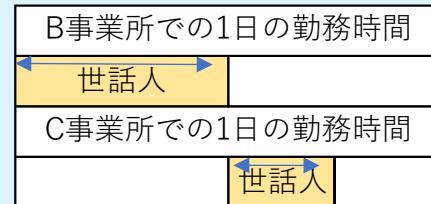
②同一法人が経営する事業所において、複数の事業所において従事しているが、同一の勤務時間で重複して従事していない。

非常勤専従

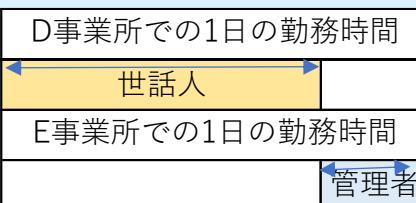
A事業所の管理者のみで常勤換算0.5配置



B事業所で
世話人として常勤換算0.5配置
C事業所で
世話人として常勤換算0.3配置



D事業所で世話人として常勤換算0.7配置
E事業所で管理者として常勤換算0.3配置
⇒同一の勤務時間で従事していなければ非常勤専従
※ただし同一法人内で「福祉専門職員配置等加算」を考慮する際に、D事業所においては「常勤職員」としてみなすことが可能（合計が常勤換算1.0に達している）

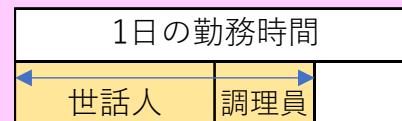


A事業所で
管理者として常勤換算0.5配置（午前）
世話人として常勤換算0.5配置（午前）



兼務可能な職種で同一の勤務時間で従事しているため（非常勤兼務）

A事業所で
世話人として常勤換算0.5配置
調理員として常勤換算0.2配置



同一事業所内で、複数の職種に従事しているため（非常勤兼務）

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定められている規定のとおり。ここでは便宜上「常勤換算1.0」と表現します。

※2 管理者、相談支援専門員（共同生活援助のみサービス管理責任者が同共同生活援助の世話人・生活支援員の兼務可能）

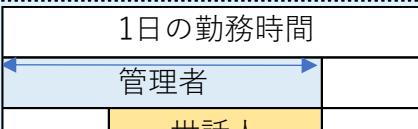
常勤・非常勤・専従・兼務についての整理

従事している事業所において1週間に勤務すべき時間数^{※1}を満たしておらず、次の①、②および③に該当するもの。

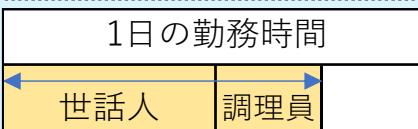
- ①当該事業所において時間の重複なく複数の職種に従事
- ②当該事業所において兼務が可能な職種^{※2}とそれ以外の職種に従事
- ③同一法人が経営する事業所において兼務が可能な職種^{※2}およびそれ以外の職種に従事

非常勤兼務

A事業所で
管理者として常勤換算0.75配置
世話人として常勤換算0.5配置
(勤務時間重複で1.0未満)

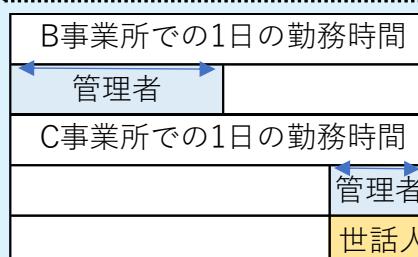


A事業所で
世話人として常勤換算0.5配置
調理員として常勤換算0.2配置



A事業所で
管理者として常勤換算0.8配置
サビ管として常勤換算0.5配置
世話人として常勤換算0.5配置
※G Hのみ上記配置可能

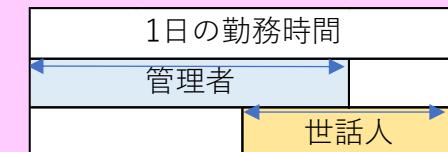
B事業所で
管理者として常勤換算0.7配置
隣接のC事業所で
管理者として常勤換算0.3配置
世話人として常勤換算0.3配置
→B事業所では非常勤専従
C事業所では非常勤兼務



D事業所で
管理者として常勤換算0.25配置
世話人として常勤換算0.25配置
E事業所で
管理者として常勤換算0.75配置
世話人として常勤換算0.75配置
※ただし、同一法人の事業所で隣接する施設等、業務に支障が無ければ「常勤職員」としてみなすことが可能（合計が常勤換算1.0に達している）



A事業所で
管理者として常勤換算0.75配置
世話人として常勤換算0.5配置
(勤務時間重複で1.0を満たす)



同時間での兼務が可能な職種かつ1日の勤務時間が常勤換算で1.0を満たしている
(常勤兼務)

A事業所で
管理者として常勤換算0.8配置
サビ管として常勤換算0.5配置
世話人として常勤換算0.5配置



※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定められている規定のとおり。ここでは便宜上「常勤換算1.0」と表現します。

※2 管理者、相談支援専門員（共同生活援助のみサービス管理責任者が同共同生活援助の世話人・生活支援員の兼務可能）

(入所系施設における) 新興感染症発生時等の対応について

共同生活援助（基準第212条の4）、施設入所支援（基準第46条）

- 令和6年度から施行された各基準省令において、新興感染症発生時に対応できるよう新興感染症発生時等の対応を行う医療機関（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所」を指す。以下同じ。）との連携が努力義務として定められたところ。
- 現在、事業所と連携をしている協力医療機関が新興感染症発生時等の対応を行う医療機関である場合は、新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことが義務化されている。
※協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、当該協力医療機関とは日頃から連携しており、新興感染症の発生時等にも連携して対応を行うことになることから、取り決めまで行うことが望ましい。
- 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関であるかは、以下の県ホームページから確認すること。
滋賀県 > 県民の方 > 健康・医療・福祉 > 薬事・感染症
「第1種協定指定医療機関・第2種協定指定医療機関等」
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryoushukushi/yakuzi/336420.html>

注意すべき加算について

地域区分の見直し（全サービス共通事項）

- 平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、当該自治体の意向により、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）。
- なお、滋賀県において、令和6年4月から以下のとおり地域区分が見直されていることに留意
【障害者】栗東市：6級地→5級地 近江八幡市、竜王町：その他→7級地 多賀町：7級地→その他
【障害児】栗東市：6級地→5級地 近江八幡市、竜王町：その他→7級地



福祉専門職員配置等加算（該当サービス共通事項）

p. 152他

- 多機能型での考え方⇒原則すべてのサービスの直接支援員が要件の対象

例：生活介護、就労継続B型それぞれで取得条件を検討⇒原則不可

- 「常勤」の考え方⇒各事業所・施設において定められる勤務すべき時間数に達している従業者

【加算Ⅲの常勤職員75%の判定について】

同一法人が運営するA事業所、B事業所での勤務時間が常勤換算法で合計1.0である場合

…福祉専門職員配置等加算を考える上で、各事業所で常勤として扱うことができる。

（同一法人のため、1週間の勤務すべき時間数は同一であることが前提）

別法人が運営するA事業所、a事業所の勤務時間が常勤換算法で合計1.0である場合

…各事業所で非常勤として扱う

- 多機能を除く複数事業所で勤務されている従業者を該当者とする場合の考え方⇒常勤換算法で0.5より多い時間配属されていること（平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A（VOL.3））。

例：同一法人が運営するA事業所で0.6、B事業所で0.4配置…A事業所で対象者として計上

同一法人が運営するA事業所で0.5、B事業所で0.5配置…どちらかの事業所で対象者として計上

注意すべき加算について



目標工賃達成指導員配置加算・目標工賃達成加算（就労継続B型）

p. 542, 544

(前提)

- 職業指導員および生活支援員の総数が常勤換算方法で6：1以上（サービス費がIまたはIV）配置されていること（目標工賃達成指導員を配置したうえで5：1以上配置）
 - 目標工賃達成指導員が常勤換算方法で合計1.0以上配置されていること
 - 工賃向上計画が作成されていること。

【留意事項】

- 目標工賃達成指導員は職業指導員・生活支援員と異なり、工賃の向上のために従事する者を指すため、運営指導等で不適切な業務を実施している場合は過誤調整を求める。

具体的な業務内容は留意事項通知等を参照すること。

- 目標工賃達成加算は毎年の工賃実績に基づき取得の有無を判断することとなるため、実績報告時に加算が継続可能か確認した上で、取得の有無に関わらず必ず体制届を提出すること。

体制届がない場合、要件を満たせていたとしても過誤調整を指示することがある。



夜間支援等体制加算 I（共同生活援助（介護サービス包括型、外部サービス利用型）） p. 626

【前提（特に指導内容が多い箇所）】

- 夜間支援の対象者：夜間（午後10時から午前5時）に直接的な支援が必要な利用者で、その内容が個別支援計画に具体的に記載されている（個々の利用者ごとに、真に必要な支援内容となっていること）
 - 夜間勤務者：資格等は不要であるが、夜間に支援の実施が可能な方

※上記以外の要件もあるため、必ず事業所ハンドブックの該当ページを確認すること

【報酬の返還を求める例】

- 「夜勤」として人員配置していることが不明確（就業規則等に規定がない等）
 - 個別支援計画における支援内容の記載が「確認」や「見守り」だけ
 - 作業日誌等に夜間支援の具体的な内容の記録がない

注意すべき加算について

食事提供体制加算（生活介護、短期入所、自立訓練（機能・生活）、就労選択、就労移行、就労継続A型・B型）p.216他

【留意事項】令和6年10月1日から新たに①から③の要件が追加

- ① 管理栄養士または栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること



○令和6年11月12日付け滋障福第2118号「食事提供体制加算等の取扱について（通知）」にて周知しているとおり、令和6年度末までに体制届を提出していない事業所は例外なく提出すること。この時、令和6年10月時点の体制がわかるものを提出することに留意すること。（届出が出ていない場合、届出未提出により過誤調整を求めます）。

○提出時に、令和6年10月1日からの体制確保が確認できない場合は、遡って過誤調整を指示することに留意すること。



食事提供加算（児童発達支援センター） p. 750

【留意事項】令和6年10月1日から現行の規定に栄養面や特性に応じた配慮等を行う旨が追加され、加算区分の要件が「所得」から「支援の実態」に合わせたものに変更

- (I) 中間所得者の場合→ 栄養士による助言・指導の下で取組を行う場合
- (II) 低所得者の場合 → 管理栄養士等による助言・指導の下で取組を行う場合

○令和6年11月12日付け滋障福第2118号「食事提供体制加算等の取扱について（通知）」にて周知しているとおり、実績報告時までに加算の届出を行っていない事業所は例外なく体制届を提出すること。

○提出時に、令和6年10月1日からの体制確保が確認できない場合は、遡って過誤調整を指示することがあるので留意すること。